

第3章 計画の基本的な考え方

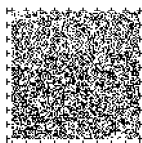
第1節 基本理念

市民一人ひとりが住み慣れた地域で 共に暮らしていける地域社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行など、地域や社会を取り巻く環境が変化し、地域の人と人のつながりが希薄化する中、個人や家族、地域が抱える問題は複雑化・複合化する側面があります。

このような中、地域における「つながり」や「支え合い」により、包括的な相談につなげ、解決に導いていくことが重要です。

本計画においては、第6次青梅市総合長期計画の3つの基本理念である「豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち」、「人と人のふれあいがあるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」にもとづき、「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らしていける地域福祉のまちづくりを進めていきます。



第2節 基本的な視点

基本理念を具現化するため、以下の視点を踏まえて、地域福祉の推進を図ります。

視点1 地域福祉活動への積極的な参加

地域福祉の推進には、地域のあらゆる人々がその担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

その中で、地域住民が地域社会を構成する一員として地域に関心を持ち、生活課題の解決に向けて積極的に関わることで、共生の文化が広がっていきます。

また、住民自らが福祉サービスの受け手でもあり、担い手でもあるということを認識し、主体的に地域活動に取り組むことが地域福祉を進める大きな原動力となります。

視点2 地域におけるつながり・支え合い

地域社会における様々な生活課題に取り組むことは、支援する側にとっても地域活動を通じて自己を実現することになり、支援される側にとっても地域でその人らしい生き方が全うできることで、自己実現につながります。

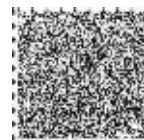
住民がその時どきに応じて支え、支えられ、「お互いさま」という関係性をつくることにより、お互いの存在を認め合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。「支え手」、「受け手」が固定されない関係性を構築し、地域における「支え合い」の領域の拡大・強化が求められています。

視点3 包括的な支援体制の整備

地域住民が自ら地域生活課題の解決に向けて積極的に取り組むうえでは、必要な情報提供や支援関係機関への協力を求めることができる体制の整備が不可欠です。

更に、地域の複合化、複雑化した生活課題に的確に対処するためには、様々な関係者が対応することとなります。

そのため、地域において活動している多様な団体や組織によるネットワークの強化や相談支援機関をコーディネートする包括的・統合的な体制の構築を進めることが必要となります。



第3節 基本目標

第2節の3つの視点を受け、基本目標を設定しました。

基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育等の推進や人権啓発にかかる講演等学習の機会の提供など、地域における福祉人材の育成や活動の支援を図ります。

基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図ります。

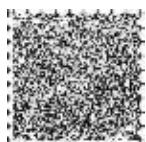
基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進します。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図ります。

基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保険、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図ります。

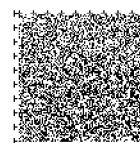
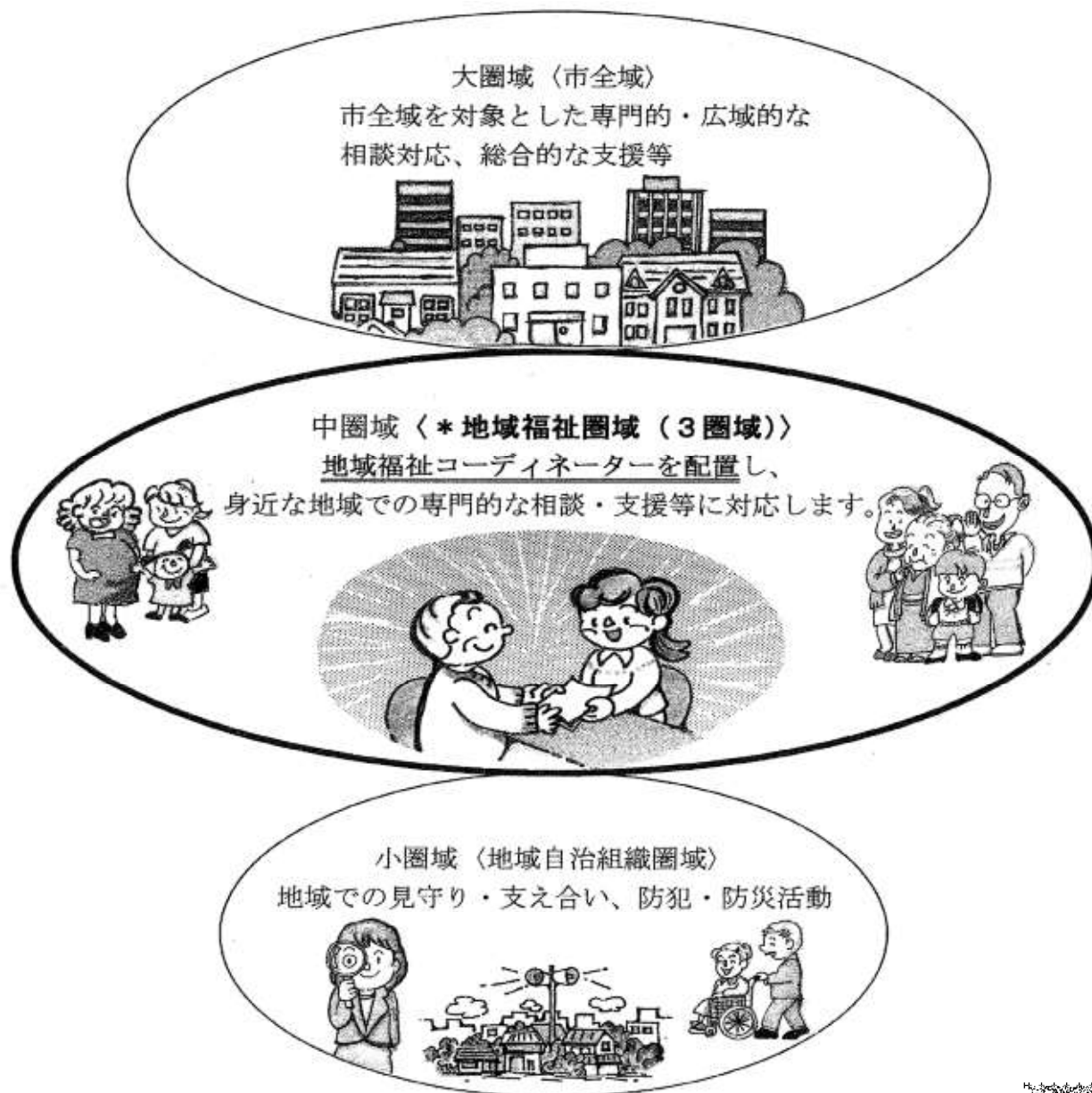


第4節 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合って存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。

■ 3層構造の圏域 ■

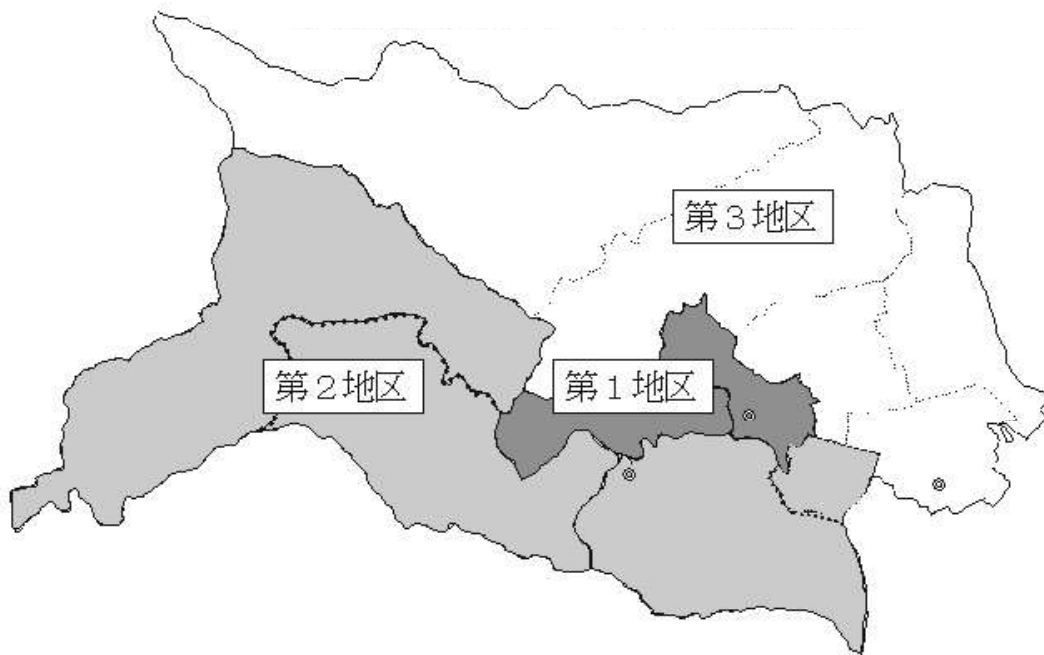


* 地域福祉圏域

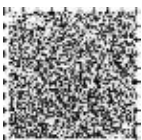
地域福祉圏域とは、分野を超えて、地域生活課題について総合的に相談し、関係機関と連絡調整等を行う地域福祉活動の範囲です。

青梅市においては、介護保険制度における日常生活圏域を3圏域として、既に、地域包括支援センターが核となり、複合化・複雑化した課題に対応しています。

このことから、地域福祉の「圏域」についても同様の3圏域を基本とします。また、各圏域に地域福祉コーディネーターを配置することを検討します。



圏域	地区名	地区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、末広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区



第5節 計画の構成

